

第4期 小山町障害福祉計画 (案)

2015年度 ➡ 2017年度

小 山 町

目次

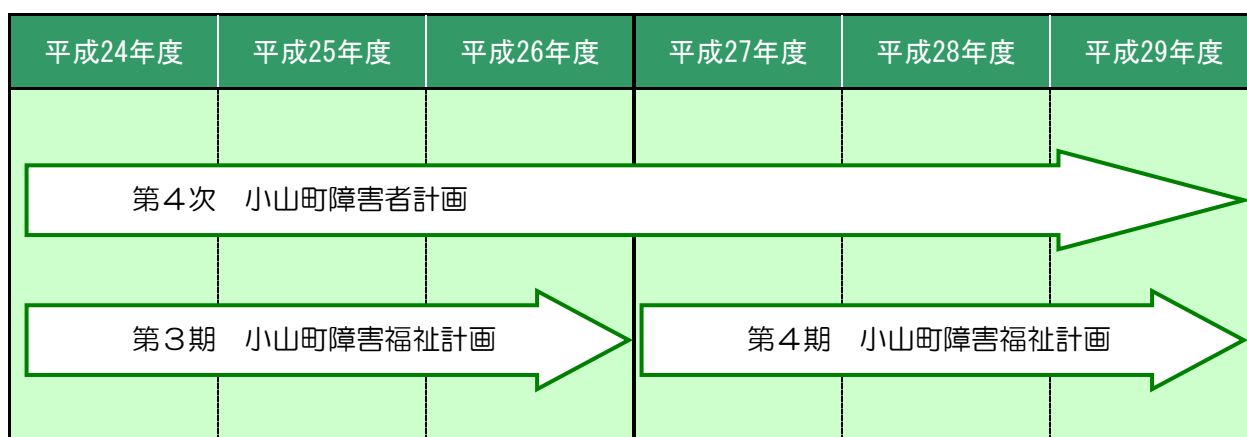
第1章	計画の目的	
1.	計画の基本的な考え方	1
第2章	障がいのある人の状況	
1.	身体障がい者の状況	2
2.	知的障がい者の状況	4
3.	精神障がい者の状況	5
第3章	基本計画	
1.	障害者総合支援法について	6
2.	サービスの概要	7
3.	第3期障害福祉計画策定後の課題	9
4.	第4期障害福祉計画策定指針に基づく考え方	10
5.	地域生活移行と就労支援の目標値	11
6.	基盤整備に関する目標値	12
7.	自立支援給付の第3期計画値と実績値	13
8.	自立支援給付の見込量	14
9.	自立支援給付の見込量確保のための方策	15
10.	地域生活支援事業の第3期計画値と実績値	17
11.	地域生活支援事業の見込量	18
12.	地域生活支援事業の見込量確保のための方策	19

第1章 計画の目的

1. 計画の基本的な考え方

この計画は、障害者基本法に基づく第4次小山町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づき作成するものであり、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、平成29年度の目標値を設定し、その達成に向けた障害福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

この計画は、障害者総合支援法において3年を一期とした計画を求めていることから、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年次とする3か年を計画の期間とします。なお、計画の内容については、各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。



第2章

障がいのある人の状況

1. 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者のうち、平成25年度は「肢体不自由」が370人と最も多くなっています。

＜ 障がい別身体障害者手帳の所持状況 ＞

(人)

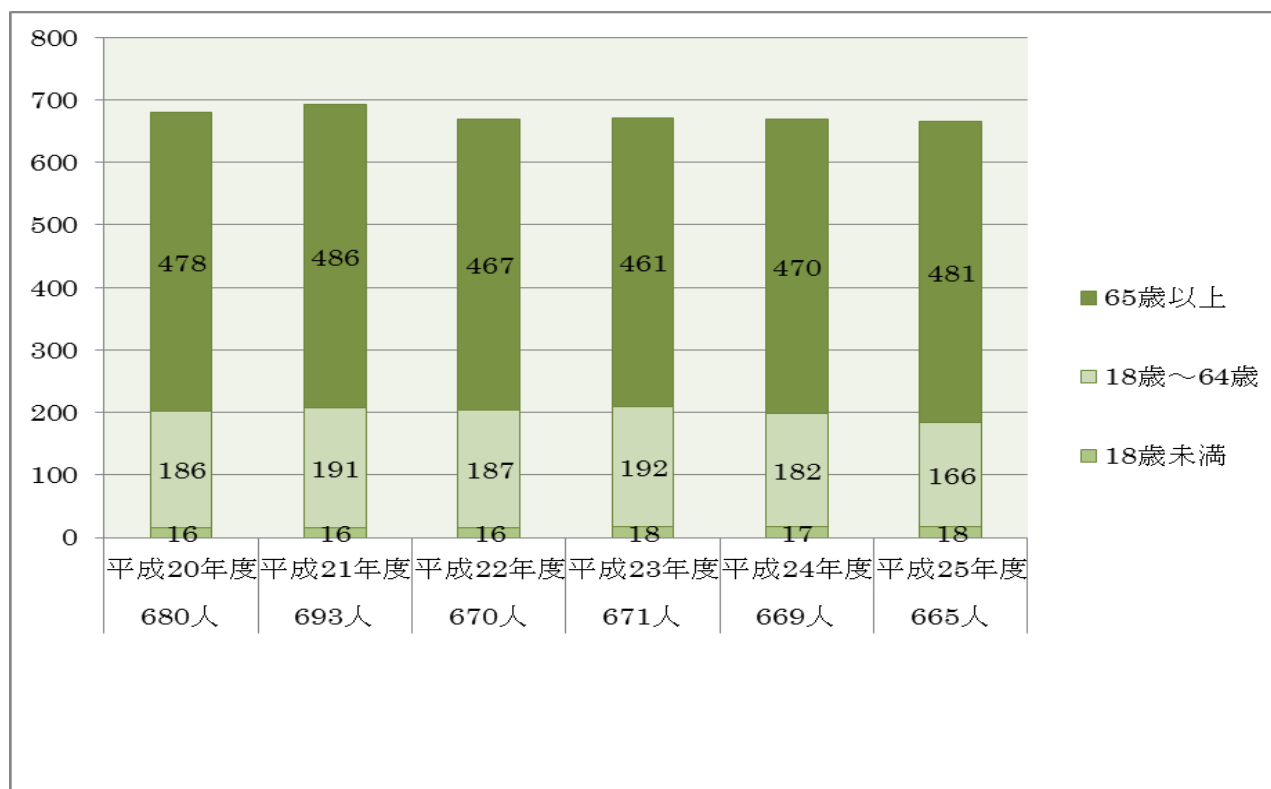
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障がい	45	44	39	34	37	40
(1級)	18	17	14	15	17	18
(2級)	13	11	9	7	7	8
(3級)	4	6	6	5	4	4
(4級)	6	6	6	5	4	4
(5級)	1	1	2	1	4	4
(6級)	3	3	2	1	1	2
聴覚平衡機能障がい	32	33	35	35	39	41
(1級)	1	1	1	1	0	0
(2級)	8	8	9	8	10	10
(3級)	7	7	7	8	8	6
(4級)	4	3	3	4	5	10
(5級)	0	0	1	1	1	1
(6級)	12	14	14	13	15	14
音声言語機能障がい	14	17	14	13	11	10
(1級)	0	0	0	0	0	0
(2級)	1	1	1	0	0	0
(3級)	8	11	8	8	7	6
(4級)	5	5	5	5	4	4
(5級)						
(6級)						
肢体不自由	394	393	381	389	383	370
(1級)	89	87	76	76	79	79
(2級)	75	74	71	75	71	67
(3級)	72	76	75	81	83	78
(4級)	87	87	88	82	83	79
(5級)	47	43	44	49	46	46
(6級)	24	26	27	26	21	21
内部障がい	195	206	201	200	199	204
(1級)	129	139	143	142	141	146
(2級)	0	0	0	0	0	0
(3級)	30	31	28	27	24	20
(4級)	36	36	30	31	34	38
(5級)						
(6級)						
手帳所持者合計	680	693	670	671	669	665

資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、「65歳以上」が多く、平成25年度には481人、全体の72.3%を占めています。

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合
手帳所持者数	680	100.0%	693	100.0%	670	100.0%	671	100.0%	669	100.0%	665	100.0%
18歳未満	16	2.4%	16	2.3%	16	2.4%	18	2.7%	17	2.5%	18	2.7%
18歳～64歳	186	27.4%	191	27.6%	187	27.9%	192	28.6%	182	27.2%	166	25.0%
65歳以上	478	70.3%	486	70.1%	467	69.7%	461	68.7%	470	70.3%	481	72.3%
重度者数 (1・2級)	334	49.1%	338	48.8%	324	48.4%	324	48.3%	325	48.6%	328	48.3%
中度者数 (3・4級)	259	38.1%	268	38.7%	256	38.2%	256	38.1%	256	38.3%	249	37.4%
軽度者数 (5・6級)	87	12.8%	87	12.6%	90	13.4%	91	13.6%	88	13.2%	88	13.2%
障がい原因が 後天性疾患者数	558	82.1%	565	81.5%	538	80.3%	529	78.8%	533	79.7%	529	79.5%
内部障がい者数	195	28.7%	206	29.7%	201	30.0%	200	29.8%	199	29.7%	204	30.7%

資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）



2. 知的障がい者の状況

療育手帳所持者は、120人を超えて微増で推移しています。平成25年度は129人となっています。

< 療育手帳の所持状況 >

(人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A判定	62	64	67	51	51	51
B判定	41	47	55	69	75	78
合計	103	111	122	120	126	129

資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）

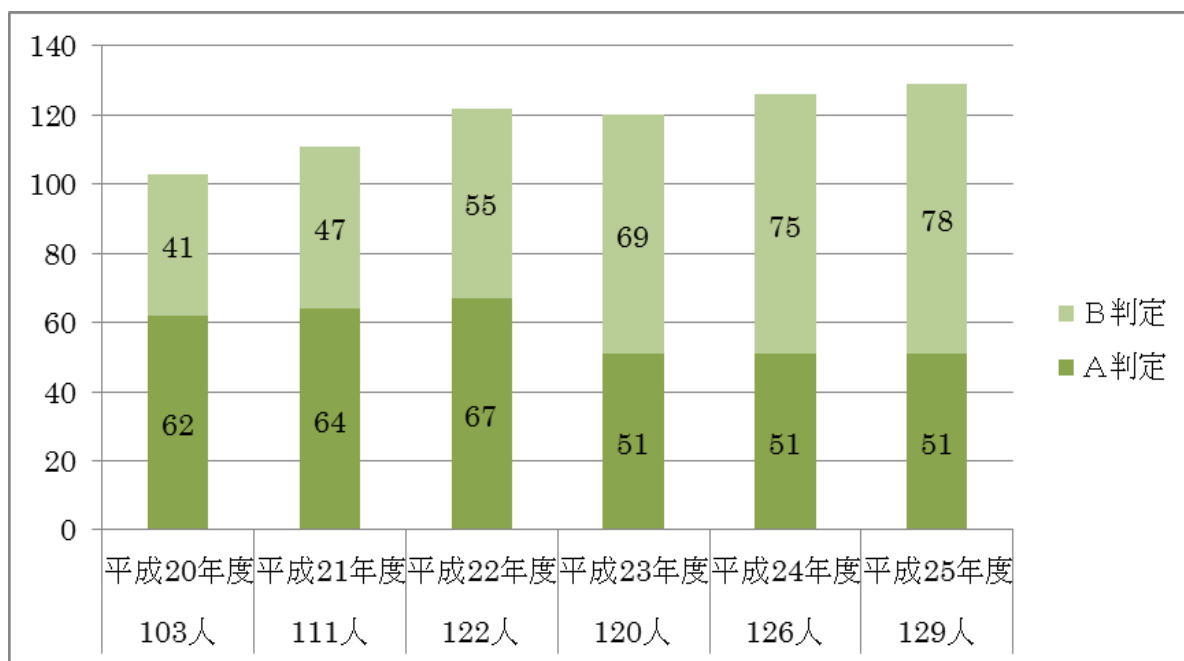
(注)

A判定（最重度）：おおむね IQ20 以下

（重 度）：IQ35 以下、又は IQ50 以下かつ身体障害者手帳 1、2、3 級程度

B判定（中 度）：おおむね IQ36～50

（軽 度）：おおむね IQ51～70（他の障害により社会適応能力が低いと認められる場合は IQ79 以下）IQ80～89 で発達障害の診断を受けた者



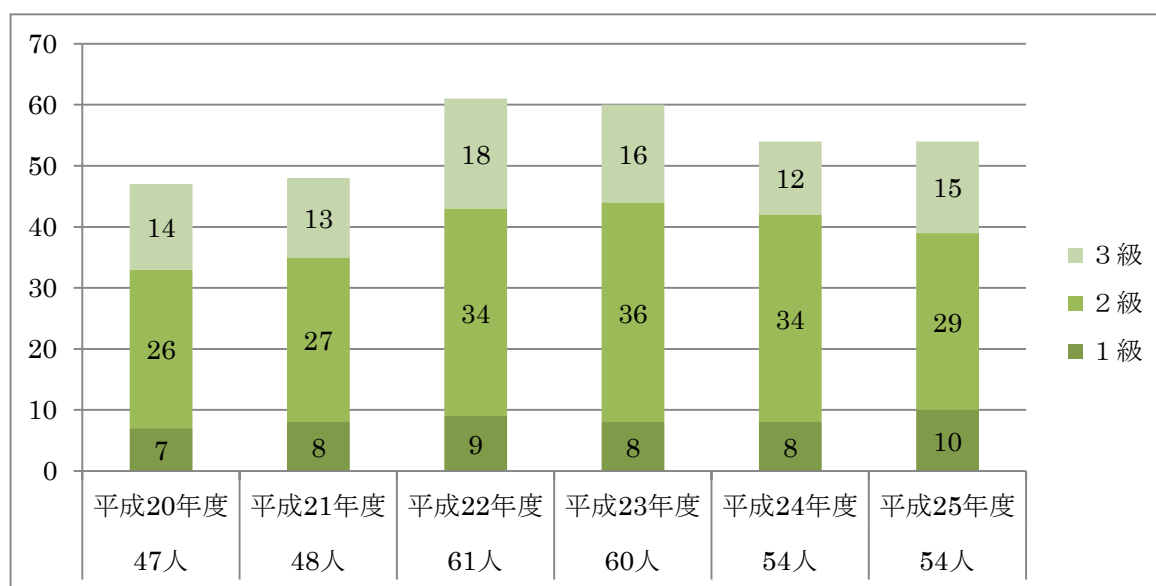
3. 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は18歳～64歳が多く、平成25年度は39人となっています。

< 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 > (人)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	6	7	8	8	8	8
	65歳以上	1	1	1	0	0	2
	合計	7	8	9	8	8	10
2級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	23	25	32	33	27	21
	65歳以上	3	2	2	3	7	8
	合計	26	27	34	36	34	29
3級	18歳未満	0	0	0	0	0	3
	18歳～64歳	12	11	16	15	12	10
	65歳以上	2	2	2	1	0	2
	合計	14	13	18	16	12	15
合計	18歳未満	0	0	0	0	0	3
	18歳～64歳	41	43	56	56	47	39
	65歳以上	6	5	5	4	7	12
	合計	47	48	61	60	54	54

資料：健康増進課（各年度3月31日現在）

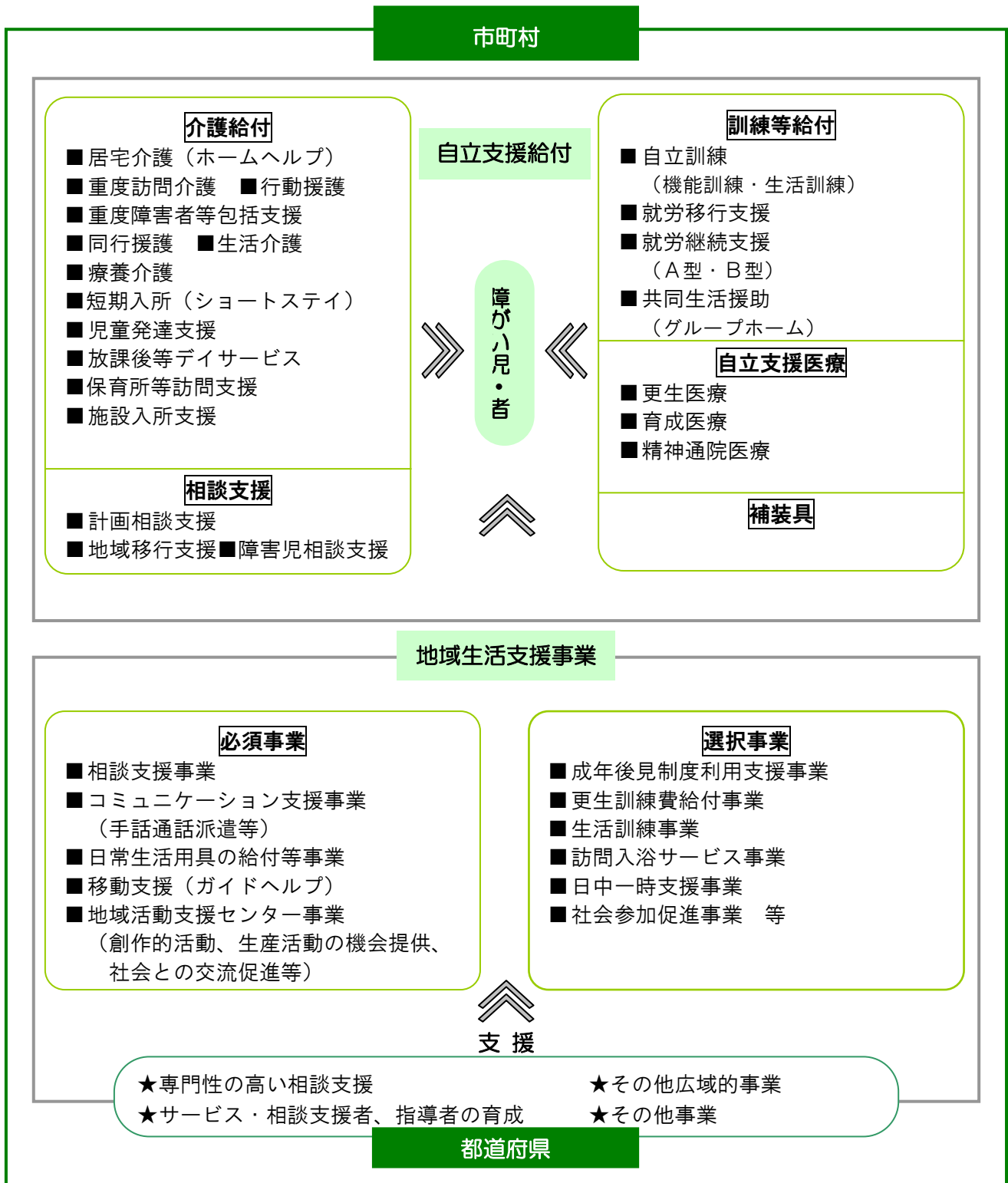


第3章

基本計画

1. 障害者総合支援法について

障害者総合支援法に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」によるサービスと、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により町が実施する「地域生活支援事業」によるサービスの2つに大きく分かれています。



2. サービスの概要

【訪問系サービス】

居宅介護

- 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

- 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助や、外出時の補助を行います。

行動援護

- 自己判断能力が制限されている人が行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

重度障害者等包括支援

- 介護の必要の程度が著しく高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。

同行援護

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護などを行います。

【日中活動系サービス】

生活介護

- 常に介護を必要とする人に事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供します。

療養介護

- 医療と常時介護が必要な人に病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

就労移行支援

- 一般企業等への就労を希望する人に定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

就労継続支援（A型）

- 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な人に、一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などを行います。

就労継続支援（B型）

- 就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したB型の利用が適当と認められた人に雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

短期入所（ショートステイ）

- 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする人に入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

【児童通所サービス】

児童発達支援

- 授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を実施します。

放課後等デイサービス

- 授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を実施します。

保育所等訪問支援

- 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【居住系サービス】

共同生活援助（グループホーム）

- 地域で共同生活を営む人に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

- 施設に入所する人に、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

【相談支援等その他のサービス】

計画相談支援

- 障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。

地域移行支援

- 施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。

障害児相談支援

- 障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

3. 第3期障害福祉計画策定後の課題

◆ 障がい者の地域生活への移行について

⇒ 障がい者の地域生活への移行を一層促進する必要があります。

◆ 相談支援体制について

⇒ 基幹相談支援センターを設置するなど、地域における相談支援体制を充実・強化していく必要があります。

◆ 一般就労への移行支援について

⇒ 働く意欲のある障がい者が一般就労へ移行できるよう、一層促進する必要があります。

◆ 虐待防止に対する取組みについて

⇒ 障害者虐待防止法を踏まえ、障がい者に対する虐待防止に関する取組みが一層求められています。

◆ サービス見込量に対する考え方について

⇒ 第3期計画策定後の各種サービスの利用実績を分析して計画に反映する必要があります。

4. 第4期障害福祉計画策定指針に基づく考え方

◆ 障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

⇒ 福祉施設入所者の地域生活移行の目標値を掲載し、地域生活への移行を促進します。

◆ 相談支援体制の充実・強化に関する事項

⇒ 相談支援体制の充実・強化のため、御殿場市と共同で設置した地域自立支援協議会を地域における相談支援体制の中核として位置づけ、連携を図ります。

◆ 一般就労への移行支援の強化に関する事項

⇒ 障がい者の一般就労への移行を促進するため、障がい者等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
⇒ 官公需における受注機会の拡大を図り、一般就労に対する取組みを一層推進します。

◆ 虐待防止に対する取組みの強化に関する事項

⇒ 虐待に関する実態把握に努め、虐待防止に関する取組みを一層強化するよう検討します。
⇒ 住民福祉課が障害者虐待防止センターの役割を担います。

◆ サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項

⇒ サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障がい者のニーズやその動向を踏まえて見込みます。
⇒ 住民に分かりやすい計画とするため、できる限りサービス見込量（時間等）とともに利用者数も明記します。

5. 地域生活移行と就労支援の目標値

地域生活移行と就労支援については、平成29年度に向けて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策の推進を図ります。

■施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成26年3月31日時点 の入所者数	33人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数	31人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込	2人	差し引き減少見込人数
【目標値】 地域生活移行者数	2人	入所施設からグループホーム等へ移行する人の数

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成25年度の一般就 労移行者数	0人	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した 者の人の数
【参考値】 第3期計画目標値	3人	第3期障害福祉計画で設定した目標値
【目標値】 目標年度の一般就労 移行者数	1人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する 者の人の数

6. 基盤整備に関する目標値

施設入所、退院者の地域生活への移行や、その他障害福祉サービスの提供のために、必要となるサービスを提供するための基盤整備を行う必要があります。町単独では困難な部分について、また、同様に他市町での提供体制で困難な部分については、周辺市町及び県との連携のもとで、圏域単位における基盤整備を検討します。

※駿東田方圏域：小山町、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町

■基盤整備予定か所数

サービス種別		27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	55	18	40
	か所数	4	3	2
就労移行支援	人分	6	10	10
	か所数	1	1	1
就労継続支援 (A型)	人分	15	10	10
	か所数	2	1	1
就労継続支援 (B型)	人分	40	40	30
	か所数	3	3	2
共同生活援助	人分	25	27	15
	か所数	4	4	2
児童発達支援	人分	50	13	0
	か所数	3	2	0
放課後等デイサービス	人分	58	25	10
	か所数	4	3	1
保育所等訪問支援	人分	10	0	0
	か所数	1	0	0

※静岡県作成の駿東田方圏域障害福祉計画より抜粋

7. 自立支援給付の第3期計画値と実績値

自立訓練（機能訓練）については、計画していませんでしたが、利用実績がありました。一方、自立訓練（生活訓練）、地域移行支援、地域定着支援については、計画していたものの利用実績がありませんでした。

(月あたり)		第3期 【計画値】			第3期 【実績値:26年度は見込】		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	150	150	150	104	127	199
	実人員	6	6	6	7	12	17
生活介護	人日分	770	850	850	827	814	836
	実人員	34	36	36	37	37	38
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	20	0	0
	実人員	0	0	0	1	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	20	20	20	0	0	0
	実人員	1	1	1	0	0	0
就労移行支援	人日分	31	31	31	0	2	18
	実人員	2	2	2	0	1	1
就労継続支援 (A型)	人日分	20	20	20	59	11	144
	実人員	1	1	1	3	6	8
就労継続支援 (B型)	人日分	530	590	590	545	628	720
	実人員	30	32	32	31	35	40
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	2	2	2	0	67	143
	実人員	1	1	1	0	6	11
短期入所	人日分	80	80	80	45	48	48
	実人員	4	4	4	8	8	8
共同生活援助 (グループホーム)	人分	2	2	2	5	7	10
共同生活介護 (ケアホーム)	人分	3	3	3	5	5	※
施設入所支援	人分	34	34	34	36	33	32
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	人分	30	60	90	0	4	103
地域移行支援	人分	2	2	2	0	0	0
地域定着支援	人分	1	1	1	0	0	0

※平成26年度から共同生活援助と共同生活介護は一元化され、共同生活援助となりました。

8. 自立支援給付の見込量

第4期計画では、第3期計画の実績を踏まえ、以下のとおり見込みます。

(月あたり)		第3期 【実績値:26年度は見込】			第4期 【計画値】		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	104	127	199	199	199	210
	実人員	7	12	17	17	17	18
生活介護	人日分	827	814	836	836	836	858
	実人員	37	37	38	38	38	39
自立訓練 (機能訓練)	人日分	20	0	0	0	0	0
	実人員	1	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	0	0	1	1	0
	実人員	0	0	0	22	22	0
就労移行支援	人日分	0	2	18	18	54	72
	実人員	0	1	1	1	3	4
就労継続支援 (A型)	人日分	59	11	144	144	144	162
	実人員	3	6	8	8	8	9
就労継続支援 (B型)	人日分	545	628	720	720	756	756
	実人員	31	35	40	40	42	42
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	0	67	143	182	234	286
	実人員	0	6	11	14	18	22
児童発達支援	人日分	—	—	—	156	208	234
	実人員	—	—	—	12	16	18
保育所等訪問支援	人日分	—	—	—	4	4	6
	実人員	—	—	—	2	2	3
短期入所	人日分	45	48	48	48	48	48
	実人員	8	8	8	8	8	8
共同生活援助 (グループホーム)	人分	5	7	10	10	11	12
共同生活介護 (ケアホーム)	人分	5	5	※			
施設入所支援	人分	36	33	32	32	32	31
計画相談支援	人分	0	4	103	104	109	111
障害児相談支援	人分	—	—	—	28	36	44
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

※平成26年度から共同生活援助と共同生活介護は一元化され、共同生活援助となりました。

9. 自立支援給付の見込量確保のための方策

【訪問系サービス】

- 広報紙等により障がい福祉サービスの体系や種類について周知を図るとともに、自立支援協議会を通じて地域に不足するサービスを把握し、社会福祉協議会、福祉施設、事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がいのある人や重度障がいのある人に対するサービス実施主体が少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所に障がい福祉分野への参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 精神障がいのある人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供を充実し、精神障がいのある人のサービスの利用促進に努めます。
- 就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。

【日中活動系サービス】

- 広報紙等により障がい福祉サービスの体系や種類について周知を図るとともに、自立支援協議会を通じて地域に不足するサービスを把握し、社会福祉協議会、福祉施設、事業所等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の充実に努めるとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- 今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設の増床や空き施設の利用など社会資源を活用した整備を検討します。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。
- 理学療法士・作業療法士やジョブコーチ等の日中活動系サービスに係る人材の発掘・育成に努めます。
- 県、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業（特定子会社等）など、就労関係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークの構築に努めます。
- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知を図ります。
- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、町役場における障がい者雇用率の遵守と障がいのある人の計画的な雇用にも努めます。

【居住系サービス】

- 居住系サービスの施設整備は、県及び圏域の市町とも協議しながら推進・調整していきます。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 圏域内市町や利用者等との協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。
- 町内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、町内におけるグループホームの設置を呼びかけていきます。
- NPO法人、社会福祉法人等がグループホーム等を立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等の補助を検討します。
- 精神障がいのある人のグループホームについて、医療機関、社会復帰施設等を運営する医療法人、社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを優先していきます。

【その他のサービス】

- 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービスの適切な利用を支援するため、計画相談支援の質の向上をはかります。
- 入院医療中心から地域生活中心へと変化するなか、入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や個別支援計画の作成等を行い、地域定着の支援をします。また、病院関係者（医師・看護師・ソーシャルワーカーなど）との連携を図るとともに、地域の生活にスムーズに移行できるように地域住民の理解を促進し地域移行を目指します。

10. 地域生活支援事業の第3期計画と実績値

移動支援事業などにおいて、計画値を上回る実績がありました。一方、日常生活用具給付等事業は、介護・訓練支援用具や、自立生活支援用具の利用者がなくなるなど、用具によるバラツキが大きくなりました。

	第3期 【計画値】			第3期 【実績値：26年度は見込値】								
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度						
(1) 相談支援事業												
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所						
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有						
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有						
住居入居等支援事業	無	無	無	無	無	無						
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	無	無	無						
(2) コミュニケーション支援事業（実利用者数）												
コミュニケーション支援事業	3	3	3	3	3	3						
(3) 日常生活用具給付等事業（件）												
介護・訓練支援用具	1	1	1	1	0	0						
自立生活支援用具	2	2	2	0	2	2						
在宅療養等支援用具	2	2	2	2	2	4						
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	1	3	8						
排泄管理支援用具※	340	340	340	349	352	360						
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1						
(4) 移動支援事業（実利用者数・延べ時間）												
移動支援事業	2	410	1	235	1	235	2	514	2	477	5	600
(5) 地域活動支援センター事業（か所・人）												
地域活動支援センター	3	31	3	31	3	31	3	31	3	34	3	37
(6) 任意事業（か所・人）												
訪問入浴サービス事業	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
日中一時支援事業	9	30	9	33	9	36	9	32	9	37	9	40
社会参加促進事業 （奉仕員養成研修事業）	1	3	1	3	1	3	1	4	1	3	1	4

※排泄管理支援用具：1か月を1件としてカウントしている。

1 1. 地域生活支援事業の見込量

第4期計画では、第3期計画の実績を踏まえ、以下のとおり見込みます。

	第3期 【実績値：26年度は見込値】			第4期 【計画値】								
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
(1) 相談支援事業												
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所						
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有						
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有						
住居入居等支援事業	無	無	無	無	無	無						
成年後見制度利用支援事業	無	無	無	有	有	有						
(2) コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業利用者数・手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数)												
コミュニケーション支援事業	3	3	3	3	3	3						
(3) 日常生活用具給付等事業(件)												
介護・訓練支援用具	1	0	0	1	1	1						
自立生活支援用具	0	2	2	2	2	2						
在宅療養等支援用具	2	2	4	2	2	2						
情報・意思疎通支援用具	1	3	8	2	2	2						
排泄管理支援用具※	349	352	360	370	370	370						
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1						
(4) 移動支援事業(実利用者数・延べ時間)												
移動支援事業	2	514	2	477	5	600	6	650	6	650	6	650
(5) 地域活動支援センター事業(か所・人)												
地域活動支援センター(町内)	1	15	1	18	1	19	1	20	1	20	1	20
(他市町村)	2	16	2	16	2	18	2	19	2	19	2	19
(6) 任意事業(か所・人)												
訪問入浴サービス事業	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
日中一時支援事業	9	32	9	37	9	40	9	40	9	40	9	40
社会参加促進事業 (奉仕員養成研修事業)	1	4	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4

※排泄管理支援用具：1か月を1件としてカウントしている。

1 2. 地域生活支援事業に見込量確保のための方策

【相談支援事業】

- 地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で御殿場市と共同で設置した「地域自立支援協議会」を地域における相談支援体制の中核として位置づけ、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域関係機関との連携を強化します。
- 障がいの種類にかかわらず対応できる幅広い知識を備えた相談員や障がい別による専門性の高い相談にも対応できる相談員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 障がい者団体等の協力のもと、ピアカウンセリング（※）の導入を検討します。
- 地域の身近な相談員として期待される民生委員に、障がいのある人の理解のための研修等への参加を促進します。

※同じ背景を持つ人同士が、対等な立場で時間を対等に分け合って、話を聞き合うこと

【コミュニケーション支援事業】

- これまでのサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。
- 県などと連携して登録手話通訳者の研修等を行い、さらなる資質の向上に努めます。

【日常生活用具給付等事業】

- サービスを必要としている重度の障がいのある人に、適切な用具が給付できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めます。
- 事業者に対しても情報提供の充実に努め、多様な事業者の参入促進を図ります。

【移動支援事業】

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。
- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 事業者に対する情報提供を充実し、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。
- ガイドヘルパー等の移動支援に必要な人材の確保・養成を支援します。

【地域活動支援センター事業】

- 地域生活・日中活動の拠点として、障がいのある人が通所し創作活動など日中活動の場を支援するため、町内1か所及び他市2か所の地域活動支援センターで基礎的事業を実施します。
- 利用者のニーズに対応した日中活動を支援するため、駿東・田方圏域内の地域活動支援センターも利用できるように努めます。

【訪問入浴サービス事業】

- 居宅において入浴することが困難な障がいのある人のために、浴槽のある車両で居宅に伺い入浴を援助する、訪問入浴サービス事業を実施します。

【日中一時支援事業】

- 障がいのある人の家族の円滑な就労や、日常的な介護からの一時的な休息を支援するため、障がいのある人の見守りの場を確保して、日中一時支援事業を実施します。
- 障がいのある人の日中活動の場を確保し、社会へ復帰するための日常的な訓練などを行う日中一時支援事業を実施します。

【社会参加促進事業】

- 近隣市町と合同で手話通訳奉仕員の養成講座を実施します。